

平成二十三年国土交通省令第九十七号

法施行規則

東日本大震災復興特別区域法

(平成二十三年法律第百二十二号) 第十八条第一項及び第五項、第十九条第一項第二号、第二十九条第一号イ及び口、第三十三条第一項、第四十七条第四項第二号、第四十八条第七項、第四十九条第十一項(同一条第十三項において準用する場合を含む。)及び第十二項(同条第十三項において準用する場合を含む。)、第五十三条第四項、第五十四条第三項、第五項及び第九項、第五十六条第二項及び第八十九条の規定に基づき、国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則を次のように定め

る。

(被災区域道路運送確保事業を定めた復興推進計画の認定の申請の際に添付すべき書類)

第一条 東日本大震災復興特別区域法(以下「法」という。)第十八条第一項の国土交通省令で定める書類は、次の表の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同表の下欄に掲げる書類とする。

規定

書類

